

教育委員会定例会事項書

令和4年1月13日(木)
9:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 北野委員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 請願

請願 2 三重県立高等学校・入学者選抜のあり方の見直しを求める請願について

4 議題

議案第 32号 現業職員に係る規定の整理に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則案

議案第 33号 現業職員に係る規定の整理に伴う関係規則の整備に関する規則案

議案第 34号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 35号 三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部を改正する規則案

5 報告題

報告 1 令和3年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状及び特別感謝状贈呈について

6 閉会宣言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和3年12月21日(火)

開会 13時30分

閉会 14時17分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、森脇委員、大森委員、北野委員

欠席者 栗須委員

議事録署名者 大森委員

4 採択議案の件名

議案第30号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

議案第31号 職員の懲戒処分について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 令和3年度三重県優秀選手・指導者表彰について

報告2 県立高等学校活性化計画(仮称)案について

報告3 県立学校教職員の人事異動報告について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

請願 2

三重県立高等学校・入学者選抜のあり方の見直しを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和4年1月13日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

請 願 文 書 表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名及び要旨	請願者	教育長の意見
請 2	令和3年 12月21日	<p>(件名) 三重県立高等学校入学者選抜のあり方の見直しを求める請願書</p> <p>(要旨) 三重県立高等学校入学者選抜において、マークシートを用いた試験形態を取り入れること 三重県立高等学校入学者選抜の出願手続きの際に、受検者の評定等の情報を、中学校が高等学校へ電子媒体で提出するようにすること</p>	長谷川 祐希 [Redacted]	<p>・ 中学校学習指導要領では、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めることとされています。</p> <p>・ 本県の学力検査問題では、この中学校学習指導要領に基づき、小中学校において学習した基礎的・基本的な知識・技能の習得の程度及び思考の過程や知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはかるようにしています。そのため、選択肢から記号で解答を求めると問題に加え、例えば国語では自分の考えを効果的に伝えるよう表現する力を、数学では数学的な推論をもとに的確に表現する力を、英語では身近な事柄を英語で適切に表現する力をそれぞれはかるために、記述式の解答を求めると問題が出ています。</p> <p>・ これらのことから、全ての問題を選択肢から記号で解答する方法のみで出題することは、現段階では考えておりません。</p> <p>・ 受検者の評定等の情報をデジタル化して提出することについては、セキュリティ侵害があった場合には重大な影響が発生する可能性があることから、安全性を確実に確保したうえで実施する必要があると見られます。</p> <p>・ 現在、受検者の負担軽減や入学者選抜業務の軽減に向けて、受検者が入学者選抜をデジタル化して出願することや、調査書の記載内容を中学校がデジタル化して提出できるように検討を進めています。提出方法についても様々なリスクを想定しながら慎重に検討を進めているところですが、現段階ではWeb上で入力する方法を実施したいと考えております。</p> <p>以上のことから、本請願については、「三重県立高等学校入学者選抜において、マークシートを用いた試験形態を取り入れること」については不採択といたしたい。また、「三重県立高等学校入学者選抜の出願手続きの際に、受検者の評定等の情報を、中学校が高等学校へ電子媒体で提出するようにすること」については採択といたしたい。</p>

令和3年12月21日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

三重県立高等学校・入学者選抜のあり方の見直しを求める請願書

請願者 長谷川 祐希

住 所

電 話

1 請願の要旨

三重県立高等学校・入学者選抜において「マークシートを用いた試験形態を取り入れること」「出願手続きの際、受検者の評定等の情報を中学校が高等学校へ電子媒体で提出するようにすること」の2点を求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、お願いいたします。

2 請願の理由

三重県立高等学校・入学者選抜において、これまで記述式の試験実施形態がとられてきました。令和5年度から愛知県立高等学校・入学者選抜（一般選抜）では解答用紙がマークシート方式に変更されるということが発表されましたが、三重県立高等学校・入学者選抜において、そのような実施形態がとられてこなかったのは、受検生の多様な価値観を測るためであると伝え聞いたことがあります。このことは従来の教育が知識偏重であるという批判に対する反省の意も含まれているのではないかと想像します。子どもたちを画一的な見方で見るとはならず、一人ひとりの多様な価値観を受け入れようという姿勢は大変素晴らしいものであると考えます。多様な価値観を受け入れられる社会の構築が進められていくように、努力していくことは意義深いことであり、私たち自身も多様な価値観を受け入れる広い心をもっていくことが大切であると感じます。

一方で、複数の三重県立高等学校で義務教育内容の学びなおしの取り組みが行われている現状があります。このことは学力の基盤となる知識等の定着が不十分である高校生たちの実態を表しており、知識等の基礎学力を身につけることに力を入れる必要があるのだと考えます。近年「主体的・対話的で深い学び」が謳われていますが、それを進めていくためには一人ひとりの子どもがある程度の基礎学力をもっておくことが必要でもあります。また、学習に苦手意識をもつ子どもにとってすべて自力で問題を解き進めていくのは酷であると感じます。解答を導き出す手がかりを示された上で、それを使いながらやっとの思いで問題を解き、「できた」という経験を少しずつ積んでいくように思います。そうした子どもたちの実態に合った入学者選抜というのは、「選択肢」という解答を導き出す手がかりがあり、知識等を測る出題形式と相性の良いマークシート方式の出題ではないかと考えます。「できた」という経験を積む機会が増えれば、より前向きに学習を進めていこうという思いを抱いてもらえるのではないかと考えます。高等学校・入学者選抜は中学生の学習のあり方に大きな影響を与えるものであることから、このことは「日々コツコツと学び、基礎学力をつけることが大切である」「中学校での学習を大切にしてほしい」というメッセージを中学生たちに伝えていくことにもなり、教育的意義のあることだと考えます。中学

校における定期試験等でも知識を問う出題は当然のように行われていますし、私立高等学校入試においてもマークシート方式は採られています。子どもたちはみな画一的な考え方をしているわけではありません。批判を受けてきた「知識偏重教育」の世代の人間たちがみな画一的な考え方をしているのかというと、そういうわけでもありません。中学生たちが基礎学力を大切にしながら前向きに学習していきやすくするために、三重県立高等学校・入学者選抜においてマークシートを用いた試験形態を取り入れることを求めます。

ところで、高等学校教員たちは日々の業務を行いながら、高等学校入学者選抜に係る業務を行っています。「教職はブラックである」という声が多く上がるほど、教職員の過重労働の問題は深刻です。業務負担は可能な限り減らしていかなければなりません。一方で入学者選抜に係る業務については、受検生たちの努力が適切に測られるようにしなければなりません。そのための提案として、「出願手続きの際、受検者の評定等の情報を中学校が高等学校へ電子媒体で提出するようにすること」はどうかと考えます（電子データにトラブルが発生する場合も起こり得ることから、紙媒体のものを正式な情報として提出するようにし、参考として電子媒体でも提出するようにすることを考えています）。現在、中学校から提出された紙媒体での評定等の情報を、高等学校でコンピュータに入力し、確認を行うという、膨大な時間や手間がかかる作業が行われています。電子媒体で評定等の情報が高等学校に提出されるようになれば、そうした業務がより短い時間で正確に進めていくことができるようになるはずです。

高等学校入学者選抜のあり方の見直しは、単に学力検査の運営だけでなく、様々な良い波及効果を生むと考えます。

以上2点についてご審議いただくとともに、善処していただけたら幸いです。

議案第32号

現業職員に係る規定の整理に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則案

現業職員に係る規定の整理に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和4年1月13日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

現業職員に係る規定の整理に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



理業職員に係る規定の整理に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則案

(三重県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第一条 三重県教育委員会事務局組織規則(昭和四十二年三重県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の職)</p> <p>第二十八条 法令に特別の定めのあるもの及び前三条に規定するものを除き、事務局に次の職を置き、その職務は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 二 (略)</p>	<p>(職員の職)</p> <p>第二十八条 法令に特別の定めのあるもの及び前三条に規定するものを除き、事務局に次の職を置き、その職務は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>四 <u>主任技術員及び技術員</u> 上司の命を受けて、担当業務を処理する。</p>

(三重県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第二条 三重県立学校の管理運営に関する規則(平成十三年三重県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第五十一条 前条に規定するもののほか、学校に必要に応じて次に掲げる職員を置く。</p> <p>一 十一 (略)</p> <p>(職員の職務)</p> <p>第五十六条 職員の職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>第五十一条 前条に規定するもののほか、学校に必要に応じて次に掲げる職員を置く。</p> <p>一 十一 (略)</p> <p>十二 <u>学校教育技術員</u></p> <p>十三 <u>調理員</u></p> <p>十四 <u>介助員</u></p> <p>十五 <u>海務員</u></p> <p>十六 <u>機械操作手</u></p> <p>十七 <u>調理師</u></p> <p>(職員の職務)</p> <p>第五十六条 職員の職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次に掲げるとおりとする。</p>

現業職員に係る規定の整理に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則案要綱

1 改正理由

現業職員に係る規定の整理に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴い、現業職員に係る規定を整理する必要があるため、関係教育委員会規則の規定の整備を行うものである。

2 改正内容

(1) 次に掲げる規則において、現業職員に係る規定の整備等を行う。

- ・三重県教育委員会事務局組織規則（第1条関係）
- ・三重県立学校の管理運営に関する規則（第2条関係）
- ・三重県立美術館条例施行規則（第3条関係）

(2) 県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則を廃止する。（第4条関係）

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第33号

現業職員に係る規定の整理に伴う関係規則の整備に関する規則案

現業職員に係る規定の整理に伴う関係規則の整備に関する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和4年1月13日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

現業職員に係る規定の整理に伴う関係規則の整備に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

現業職員に係る規定の整理に伴う関係規則の整備に関する規則案
 (公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第一条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和二十九年^{三重県人事委員会規則}_{第二号}、^{三重県教育委員会規則}_{第二号})の
 一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 条例第二十三条第一項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者であつて、非常勤の職員(法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。))で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))又は会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年三重県条例第一号)の適用を受ける職員(企業庁又は病院事業庁において、当該条例の規定の例による職員を含む。)のうち期末手当の支給対象者であるもの(以下「会計年度任用職員」という。))若しくは公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年三重県条例第三号)の適用を受ける職員のうち期末手当の支給対象者であるもの(以下「公立学校会計年度任用職員」という。))その他県委員会が人事委員会と協議して定める者を除く。)以外の職員となつたもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の適用を受ける職員並びに企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十二号)及び病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号)の適用を受ける職員</p>	<p>第二条 条例第二十三条第一項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者であつて、非常勤の職員(法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。))で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))又は会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年三重県条例第一号)の適用を受ける職員(企業庁又は病院事業庁において、当該条例の規定の例による職員を含む。)のうち期末手当の支給対象者であるもの(以下「会計年度任用職員」という。))若しくは公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年三重県条例第三号)の適用を受ける職員のうち期末手当の支給対象者であるもの(以下「公立学校会計年度任用職員」という。))その他県委員会が人事委員会と協議して定める者を除く。)以外の職員となつたもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の適用を受ける職員、<u>現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第一号)の適用を受ける職員、県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第二号)の適用を受ける職員、</u></p>

<p>へく (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十二号)及び病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号)の適用を受ける職員</p> <p>へく (略)</p> <p>三 (略)</p>
----------------------------	--

(公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第二条 公立学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年 三重県人事委員会規則 第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 条例第十六条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一く六 (略)</p> <p>七 第二号から前号までの規定中「学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い」とあるのを「職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十二号)若しくは病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号)の適用を受ける職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、特定地方独立行政法人の職員等(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下この号において「特定地方独立行政法人」という。)の職員及び県が設立する特定地方独立行政法人の役員をいう。)若しくは一般地方独立行政法人等職員等(公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和三十年三重県条例第十一号)第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人等職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員をいう。)であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつたこと又は事由発</p>	<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 条例第十六条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一く六 (略)</p> <p>七 第二号から前号までの規定中「学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い」とあるのを「職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)、<u>現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第一号)</u>、<u>県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第二号)</u>、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十二号)若しくは病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号)の適用を受ける職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、特定地方独立行政法人の職員等(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下この号において「特定地方独立行政法人」という。)の職員及び県が設立する特定地方独立行政法人の役員をいう。)若しくは一般地方独立行政法人等職員等(公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和三十年三重県条例第十一号)第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人等</p>

生に伴い」と、「異動又は学校の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員である要件に該当することとなる職員

八 (略)

職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員をいう。)であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつたこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は学校の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員である要件に該当することとなる職員

八 (略)

(平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第三条 平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則(平成二十七年^三

重県事委員会規則

重県青委員会規則

第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(平成二十七年改正給与条例附則第四項の規定による給料の支給)</p> <p>第三条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた職員(当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなつた職員(次項において「複数事由該当職員」という。)を除く。)であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号。第六条において「給与条例」という。)附則第十二項の規定の適用を受ける職員(以下「特定職員」という。)にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日。次項及び次条第一項において同じ。)以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を、平成二十七年改正給与条例附則第四項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から令和四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ</p>	<p>(平成二十七年改正給与条例附則第四項の規定による給料の支給)</p> <p>第三条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた職員(当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなつた職員(次項において「複数事由該当職員」という。)を除く。)であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)附則第十二項の規定の適用を受ける職員(以下「特定職員」という。)にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日。次項及び次条第一項において同じ。)以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を、平成二十七年改正給与条例附則第四項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得</p>

れ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

一、六 (略)

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が県委員会が人事委員会と協議して定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を、平成二十七年改正給与条例附則第四項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から令和四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

(平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料の支給)

第四条 人事交流等職員(切替日以降に、給料表の適用を受けない国家公務員、地方公務員その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める職員であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員(理業職員に係る規定の整理に伴う関係条例の整備に関する条例(令和三年三重県条例第四十八号)第三条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)附則第十六項から第十八項までに規定する新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。)となつた者をいう。以下この条において同じ。)(当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。)であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(県委員会が人事委員会と協議して定める職員にあつては県委員会が人事委員会と協議して定める額)に達しないこととなるもの(人事交流

た額を給料として支給する。

一、六 (略)

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が県委員会が人事委員会と協議して定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を、平成二十七年改正給与条例附則第四項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

(平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料の支給)

第四条 人事交流等職員(切替日以降に、給料表の適用を受けない国家公務員、地方公務員その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める職員であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員(公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号。以下「給与条例」という。)附則第十六項から第十八項までに規定する新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。)となつた者をいう。以下この条において同じ。)(当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。)であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(県委員会が人事委員会と協議して定める職員にあつては県委員会が人事委員会と協議して定める額)に達しないこととなるもの(人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に平成二十七年

等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料を支給される職員でなくなつたものを除く。)には、その差額に相当する額(特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以降、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を、平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から令和四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

2 (略)

第四条の二 改正前の給与条例附則第十六項から第十八項までに規定する新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなつた職員であつて、その者の受ける給料月額(教職調整額を含む。以下この条において同じ。)が切替日の前日に受けていた給料月額に相当する額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額から改正前の給与条例附則第十六項から第十八項までに規定する給料の額を減じた額を平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から令和四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

(給与条例附則第十六項から第十八項までの規定による給料に関する規則の廃止)

第四条 給与条例附則第十六項から第十八項までの規定による給料に関する規則(平成二十九年 三重県人事委員会規則 第七号)は、廃止する。

員会規則
員会規則

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料を支給される職員でなくなつたものを除く。)には、その差額に相当する額(特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以降、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を、平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

2 (略)

第四条の二 給与条例附則第十六項から第十八項までに規定する新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなつた職員であつて、その者の受ける給料月額(教職調整額を含む。以下この条において同じ。)が切替日の前日に受けていた給料月額に相当する額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額から給与条例附則第十六項から第十八項までに規定する給料の額を減じた額を平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

現業職員に係る規定の整理に伴う関係規則の整備に関する規則案要綱

1 改正理由

現業職員に係る規定の整理に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴い、現業職員に係る規定を整理する必要があるため、関係規則の規定の整備を行うものである。

2 改正内容

- (1) 次に掲げる規則において、現業職員に係る規定の整備等を行う。
 - ・公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（第1条関係）
 - ・公立学校職員の単身赴任手当に関する規則（第2条関係）
 - ・平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則（第3条関係）
- (2) 給与条例附則第十六項から第十八項までの規定による給料に関する規則を廃止する。（第4条関係）

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第34号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和4年1月13日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第七條の二（略） （一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例）	第七條の二（略）
第七條の二の二 条例第八條の三第三項第一号に定める教育職員は、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要があると条例第八條第五項に規定する義務教育諸学校等の教育職員（以下この条及び次条において「教育職員」という。）の服務を監督する教育委員会（以下「服務監督教育委員会」という。）が認める者とする。 この場合において、服務監督教育委員会は、育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できるような配慮をしなければならない。	
2 条例第八條の三第三項第二号の対象期間は、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十九條第一項の規定により服務監督教育委員会が定める学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日の期間（以下この条において「長期休業期間等」という。）の一部又は全部を含む期間であつて、四月一日から翌年三月三十一日までの期間の範囲内で、所管する各学校の実情に応じ、服務監督教育委員会が必要と認める期間とする。	
3 条例第八條の三第三項第三号の対象期間の起算日は、服務監督教育委員会が定める日とし、服務監督教育委員会は、条例第八條の三第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、当該起算日を明らかにして週休日及び勤務時間を割り振るものとする。	
4 条例第八條の三第三項第五号の特定期間は、対象期間中の特に業務が繁忙な期間であつて、所管する各学校の実情に応じ、服務監督教育委員会が公務の運営上の事情によりやむを得ない必要があると認める期間とする。	
5 条例第八條の三第三項第六号の特定期間の起算日は、服務監督教育委員会が定める日とし、服務	

監督教育委員会は、条例第八条の三第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、特定期間を設ける場合には、当該起算日を明らかにして週休日及び勤務時間を割り振るものとする。

6 条例第八条の三第三項第七号の勤務日（勤務時間を割り振る日をいう。以下この条において同じ。）は、月曜日から金曜日までの五日間（育児短時間勤務職員等にあつては月曜日から金曜日までの五日間のうち条例第三条第二項に規定する育児短時間勤務等の内容に従い県委員会が定めた週休日を除く日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては月曜日から金曜日までの五日間のうち県委員会が定めた週休日を除く日）とする。ただし、次項に定める場合又は特別の事情がある場合は、この限りでない。

7 前項本文の規定にかかわらず、服務監督教育委員会は、長期休業期間等の一部の日その他の必要と認める日を勤務日としないことができる。

8 第六項ただし書の特別の事情がある場合において、服務監督教育委員会は、対象期間において六日を超えない範囲内（特定期間として定められた期間において一週間に一日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、一週間に一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）が確保できる日数の範囲内）で連続して勤務時間を割り振ることができる。

9 服務監督教育委員会は、条例第八条の三第三項第七号の勤務日（この勤務時間を割り振るに当たっては、次の各号に掲げる日について当該各号に定める時間（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間）を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 一年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日のうち特に業務が繁忙である日として服務監督教育委員会が必要と認める日 九時間

二 一年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日であつて前号に掲げる日以外の日のうち服務監督教育委員会が必要と認める日 八時間三十分

三 第一号及び前号に掲げる日以外の勤務日 七

時間四十五分

10 服務監督教育委員会は、条例第八条の三第四項の規定により対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分し、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下この条において「最初の期間」という。）を除く各期間における勤務日の数を割り振る場合には、当該各期間における勤務日の数は、当該各期間の日数から当該各期間中の日曜日、土曜日の日数を除いた日数とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

11 服務監督教育委員会は、前項の区分をし条例第八条の三第四項の規定により最初の期間を除く各期間における総勤務時間を割り振る場合には、当該各期間における総勤務時間は、当該各期間のうち次の各号に掲げる日の数について当該各号に定める時間に乗じた時間を合計した時間を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日のうち特に業務が繁忙である日として服務監督教育委員会が必要と認める日 九時間

二 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日であつて前号に掲げる日以外の日のうち服務監督教育委員会が必要と認める日 八時間三十分

三 第一号及び前号に掲げる日以外の勤務日 七時間四十五分

12 服務監督教育委員会は、条例第八条の三第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合（同条第四項の規定により最初の期間を除く各期間における勤務日及び当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めた場合を含む。）には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

13 服務監督教育委員会は、条例第八条の三第一項の規定により週休日及び勤務時間を割り振る場合において、対象期間が三箇月を超える場合には、当該対象期間について一年当たり二百八十日を超えない範囲内で勤務日を割り振るものとする。ただし、対象期間が三箇月を超える場合において、当該対象期間の初日の前一年以内の日を含む三箇月を超える期間を対象期間として定めた場合（以下この項において当該対象期間を「旧対象期間」

という。)において、一日の勤務に割り振られる勤務時間のうち最も長いものが旧対象期間において一日の勤務に割り振られていた勤務時間のうち最も長いもの若しくは九時間のいずれか長い時間を超え、又は一週間の勤務に割り振られる勤務時間のうち最も長いものが旧対象期間において一週間の勤務に割り振られていた勤務時間のうち最も長いもの若しくは四十八時間のいずれか長い時間を超えるときは、旧対象期間について一年当たりの勤務時間が割り振られていた日の数から一日を減じた日数又は二百八十日のいずれか少ない日数とする。

14 服務監督教育委員会は、条例第八条の三第一項の規定により勤務時間を割り振る場合には、十時間を超えない範囲内で一日の勤務時間を割り振るものとし、五十二時間を超えない範囲内で一週間の勤務時間を割り振るものとする。この場合において、対象期間が三箇月を超えるときは、次の各号のいずれにも適合するよう勤務時間を割り振らなければならない。

一 対象期間において、その一週間の勤務に割り振られる勤務時間が四十八時間を超える週が連続する場合の週数が三以下であること。

二 対象期間をその初日から三箇月ごとに区分した各期間（三箇月未満の期間を生じたときは、当該期間）において、その一週間の勤務に割り振られる勤務時間が四十八時間を超える週の初日の数が三以下であること。

第七条の二の三 条例第八条の四第一項の四週間を超えない期間につき一週間あたり三十八時間四十五分を超える勤務時間が割り振られた期間の算定に当たっては、原則として四週間の期間ごとに算定を行うものとする。ただし、教育職員の健康及び福祉を考慮して四週間の期間ごとに算定を行うことが適当でない場合は、四週間を超えない一週間を単位とした期間ごとに算定を行うものとする。

2 条例第八条の四第一項の勤務することを要しない時間の指定は、十五分の時間を単位として行うものとする。

3 服務監督教育委員会は、条例第八条の四第一項の勤務することを要しない時間を指定する場合は、同項の期間内の日のうち休日及び代休日を除

いた日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、服務監督教育委員会が、公務の運営並びに教育職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

第七条の二の四 第七条の二の二及び前条に規定するもののほか、条例第八条の三及び条例第八条の四の規定に関し必要な事項は、服務監督教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の施行のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に鑑み、教育職員に対する一年単位の週休日及び勤務時間の割振りに関する特例の規定を設けるため、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「条例」という。）の一部を改正したことに伴い、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「規則」という。）を整備するものです。

2 改正内容

教育職員に対する一年単位の週休日及び勤務時間の割振りに関する特例に関し、条例において規則で定めるものとされている事項（対象期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間など）についての規定を加えます。

3 施行期日

令和4年4月1日（準備行為については公布の日から）

議案第35号

三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和4年1月13日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則（令和二年三重県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(教育職員の業務量の適切な管理等)	(教育職員の業務量の適切な管理等)
第二条 (略)	第二条 (略)
2 (略)	2 (略)
<p>3 県教育委員会は、法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四の規定により教育職員を労働させる場合には、当該教育職員についての前二項に規定する上限の適用については、前二項中「四十五時間」とあるのは「四十二時間」と、第一項中「三百六十時間」とあるのは「三百二十時間」とする。</p>	
<p>4 前三項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、県教育委員会が別に定める。</p>	<p>3 前二項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、県教育委員会が別に定める。</p>

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則 の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に鑑み、教育職員に対する一年単位の週休日及び勤務時間の割振りに関する特例の規定を設けるため、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正したことに伴い、三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則を整備するものです。

2 改正内容

一年単位の週休日及び勤務時間の割振りに関する特例の対象となる教育職員の時間外労働時間の上限について、月 45 時間を月 42 時間に、年 360 時間を年 320 時間とする規定を加えます。

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

報告 1

令和 3 年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状及び特別感謝状贈呈について

令和 3 年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状及び特別感謝状贈呈について、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 1 月 1 3 日提出

三重県教育委員会事務局
高校教育課長

令和3年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状及び特別感謝状贈呈について

1 趣旨・目的

学校教育におけるキャリア教育を推進するため、職場体験やインターンシップ等により、児童生徒の勤労観・職業観の育成や学習意欲の向上に顕著な功績をあげた事業所に対し、職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状（以下「感謝状」という。）及び職場体験等受入事業所三重県教育委員会特別感謝状「みえの人づくり応援隊」（以下「特別感謝状」という。）を贈呈するとともに、広く県民に周知する。

2 制度の概要

(1) 感謝状の贈呈

キャリア教育を推進するため、連続して5年以上インターンシップを受け入れる等、一定の要件を満たした事業所に対して、「職場体験・インターンシップ等」部門と「デュアルシステム」部門の2つの部門に分け、実施している。

※ デュアルシステムとは

就業体験を、特定の科目の中で週時程（時間割）に位置付けて実施し、学業と就業体験の双方を一定期間行う仕組み。

(2) 特別感謝状の贈呈

キャリア教育を推進するため、感謝状の贈呈を受けて以降、連続10年にわたってインターンシップを受け入れる等、一定の要件を満たした事業所に対し、平成28年度から実施している。

3 感謝状について

経済団体、県立学校、市町等教育委員会から推薦のあった「職場体験・インターンシップ等」部門22事業所、「デュアルシステム」部門6事業所の合計28事業所について、感謝状を贈呈する。（別紙1）

4 特別感謝状について

平成24年度に感謝状を贈呈した30事業所のうち、要件を満たす11事業所に対し、特別感謝状及び記念品を贈呈する。（別紙2）

5 感謝状贈呈式

- (1) 期 日 令和4年2月15日（火）
- (2) 時 間 10時15分～11時45分
- (3) 会 場 三重県総合文化センター 多目的ホール
- (4) 内容 趣旨説明
特別感謝状贈呈
感謝状贈呈
教育委員会教育長謝辞

(5) 実施形態

感謝状贈呈事業所の代表者及び推薦した学校関係者のみ来場し、それ以外の学校関係者はオンラインで参加する。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る宣言、措置等が発令された場合には、すべての参加者をオンライン参加とする。

「職場体験・インターンシップ等」部門

別紙1

○表彰状贈呈事業所一覧

22 事業所(50音順)

番号	事業所名	所在地	推薦団体
1	アイトム建設株式会社	四日市市	四日市中央工業高等学校
2	伊勢苺園	伊勢市	明野高等学校
3	医療法人社団 青藍会 介護老人保健施設ハート	桑名市	桑名市教育委員会
4	株式会社アベテック	桑名市	桑名工業高等学校 桑名商工会議所
5	株式会社一号館	四日市市	特別支援学校西日野にじ学園
6	株式会社クーパーズスポーツ	四日市市	四日市市教育委員会 (橋北中学校)
7	株式会社ストーリーア	鈴鹿市	亀山高等学校
8	株式会社タイム 大島屋 伊勢店	伊勢市	伊勢市教育委員会 (御園中学校)
9	社会福祉法人 はまゆう会 特別養護老人ホームフルハウス	津市	津市教育委員会 (香海中学校)
10	社会福祉法人 星川福祉会 バオバブの樹	桑名市	桑名市教育委員会
11	そば処 如月	津市	津市教育委員会 (美杉中学校)
12	大起産業株式会社	東員町	桑名工業高等学校 桑名商工会議所
13	多度グリーンファーム	桑名市	桑名市教育委員会
14	特定非営利活動法人 はあぶ工房 Together	桑名市	桑名市教育委員会
15	豊田合成日乃出株式会社	四日市市	特別支援学校西日野にじ学園
16	長島観光開発株式会社	桑名市	桑名工業高等学校 桑名商工会議所
17	日新カラリング株式会社	菟野町	朝明高等学校
18	日進ガルバ工業株式会社	桑名市	桑名工業高等学校 桑名商工会議所
19	藤田こんにやく	津市	津市教育委員会 (美杉中学校)
20	やまちょう	津市	津市教育委員会 (白山中学校)
21	有限会社柏屋商店	桑名市	桑名市教育委員会
22	夢菓子工房 ことよ 本店	四日市市	四日市商業高等学校

感謝状「デュアルシステム」部門

○表彰状贈呈事業所一覧

6 事業所(50音順)

番号	事業所名	所在地	推薦団体
1	株式会社金星堂	桑名市	桑名工業高等学校
2	株式会社 三五 いなべ工場	いなべ市	桑名工業高等学校
3	株式会社 波切ヤンマー商会	志摩市	水産高等学校
4	株式会社フジ技研	いなべ市	桑名工業高等学校
5	大興電気工事有限会社	四日市市	桑名工業高等学校
6	有限会社オズ 海島遊民くらぶ	鳥羽市	鳥羽高等学校

特別感謝状「みえの人づくり応援隊」

別紙2

○表彰状贈呈事業所一覧

11事業所 (50音順)

番号	事業所名	所在地
1	伊藤建築株式会社	桑名市
2	お菓子茶屋 1010banchi	松阪市
3	株式会社 球友堂	伊勢市
4	株式会社小杉食品	桑名市
5	株式会社富士電機フロンティア三重事業所	四日市市
6	サンビシモータース株式会社	桑名市
7	J S R株式会社四日市工場	四日市市
8	東ソー株式会社四日市事業所	四日市市
9	北勢商事株式会社	桑名市
10	有限会社三谷モータース	亀山市
11	リケンテクノス株式会社三重工場	亀山市

令和3年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状贈呈推薦事業所一覧

「職場体験・インターンシップ等」部門 (事業所名50音順)

番号	所在地	事業所名	推薦団体	学校への支援内容等
1	四日市市	アイトム建設株式会社	四日市中央工業高等学校	<p>平成27年度から令和元年度、令和3年度の6年間、推薦校2年生のインターンシップを年間3日受け入れている。(令和2年度は中止)</p> <p>体験では、土木工事の測量技術や現場監督としての仕事内容について指導している。</p> <p>また、令和2年度からは、社員を週に1日学校へ派遣し、生徒へ測量やアスファルト舗装等の実践的な実習を支援するなど、学校のキャリア教育を支援している。</p>
2	伊勢市	伊勢苺園	明野高等学校	<p>平成28年度から令和3年度までの6年間で、推薦校2年生のインターンシップを年間3日受け入れている。</p> <p>体験では、農産物の栽培、管理、販売業務について指導している。</p> <p>また、2年生の授業「キャリアプラン」で、平成28年度から令和2年度まで講師を務め、「地域社会への貢献」や「地域社会とのつながり」の大切さを生徒へ伝えている。</p>
3	桑名市	医療法人社団青藍会 介護老人保健施設ハート	桑名市教育委員会	<p>平成27年度から令和元年度までの5年間で、市内3つの中学校(成徳中学校、陵成中学校、光陵中学校)の2年生の職場体験を年間延べ9日受け入れている。(令和2、3年度は中止)</p> <p>体験を通じて介護業務の魅力を伝えるとともに、生徒の将来の生き方や進路を考える機会を提供している。</p>
4	桑名市	株式会社アベテック	桑名工業高等学校 桑名商工会議所	<p>平成28年度から令和元年度、令和3年度の5年間で、推薦校2年生のインターンシップを年間8日受け入れている。(令和2年度は中止)</p> <p>体験では、部品製造業の工程管理や図面の見方、NC加工機(部品を削る機械)の操作について指導している。</p> <p>また、インターンシップ等の成果発表会や意見交換会に参加するとともに、オンライン工場見学も実施し、学校のキャリア教育を支援している。</p>

令和3年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状贈呈推薦事業所一覧

「職場体験・インターンシップ等」部門 (事業所名50音順)

番号	所在地	事業所名	推薦団体	学校への支援内容等
5	四日市市	株式会社一号館	特別支援学校 西日野にじ学園	<p>平成28年度から令和3年度までの6年間で、推薦校高等部1、2、3年生の就労体験を年間20日以上受け入れている。</p> <p>食品加工業として、食品のパック詰め、洗浄などを業務を通じて、社会人として必要なマナーや技術を伝え、生徒の職業観の育成に貢献している。</p> <p>また、2名の採用実績に加え、今年度1名内定している。</p>
6	四日市市	株式会社クーパースポーツ	四日市市教育委員会 (橋北中学校)	<p>平成28年度から令和3年度までの6年間で、市内7つの中学校(橋北中学校、中部中学校、山手中学校、朝明中学校、富洲原中学校、南中学校、塩浜中学校)の2年生の職場体験を年間延べ5日以上受け入れている。(令和2年度は2日間)</p> <p>体験では、接客マナーだけでなく、商品の補充や陳列、清掃等、生徒それぞれの興味に合わせた体験を実施している。</p> <p>令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症が心配される状況にありながら、「地元の中学生のために」と職場体験を快く引き受け、学校のキャリア教育を支援している。</p>
7	鈴鹿市	株式会社ストーリー	亀山高等学校	<p>平成28年度から令和3年度までの6年間で、推薦校2年生のインターンシップを年間5日受け入れている。</p> <p>体験では、宿泊予約者情報の入力作業などのフロント業務やロビーでの接客業務、客室での清掃、ベッドメイキングの業務を通じて、お客様への心配りやおもてなしの心を伝えている。</p>
8	伊勢市	株式会社タイム大島屋 伊勢店	伊勢市教育委員会 (御園中学校)	<p>平成27年度から令和元年度までの5年間で、御園中学校2年生の職場体験を年間3日受け入れている。(令和2、3年度は中止)</p> <p>飲食店での接客業務や料理の盛り付け、食器洗い等の業務を通じて、仕事をするうえでの工夫や、やりがいについて丁寧に指導している。</p> <p>また、学校に訪問し、仕事の魅力ややりがい、内容について紹介するなど、学校のキャリア教育を支援している。</p>

令和3年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状贈呈推薦事業所一覧

「職場体験・インターンシップ等」部門 (事業所名50音順)

番号	所在地	事業所名	推薦団体	学校への支援内容等
9	津市	社会福祉法人 はまゆう会 特別養護老人ホ ームフルハウス	津市教育委員会 (香海中学校)	平成28年度から令和元年度までの4年 間で、香海中学校2年生の職場体験を年間3 日受け入れている。(令和2、3年度は中止) 体験では、高齢者への食事の配膳や生徒が 創作したゲームでの交流等を通じて、しごと のやりがいや魅力を伝えている。 また、1年生の職業調べの授業で講師を務 め、働く意義について講演するなど、学校の キャリア教育を支援している。
10	桑名市	社会福祉法人 星川福祉会 バオバブの樹	桑名市教育委員会	平成27年度から令和元年度までの5年 間で、市内3つの中学校(陵成中学校、正和 中学校、明正中学校)の2年生の職場体験を 年間延べ6日以上受け入れている。(令和2、 3年度は中止) 体験を通じて介助業務における留意点を 丁寧に指導するとともに、生徒の将来の生き 方や進路を考える機会を提供している。
11	津市	そば処 如月	津市教育委員会 (美杉中学校)	平成27年度から令和元年度までの5年 間で、美杉中学校2年生の職場体験を年間3 日受け入れている。(令和2、3年度は中止) 体験では、来店したお客様から注文を受け たり、料理を運ぶ業務を通じて、接客時の心 構えや挨拶の大切さを教えている。 また、生徒から仕事についてのインタビ ューを受けるなど、学校のキャリア教育へ協力 している。
12	東員町	大起産業株式会社	桑名工業高等学校 桑名商工会議所	平成28年度から令和元年度、令和3年度 の5年間で、推薦校2年生のインターンシ ップを年間5日受け入れている。(令和2年度 は中止) 体験では、産業用機械関連事業や航空機宇 宙関連事業に関わる業務について指導する とともに、最先端技術の知識も提供してい る。 また、インターンシップ等の成果発表会や 意見交換会に参加するなど、学校のキャリア 教育を支援している。

令和3年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状贈呈推薦事業所一覧

「職場体験・インターンシップ等」部門 (事業所名50音順)

番号	所在地	事業所名	推薦団体	学校への支援内容等
13	桑名市	多度グリーンファーム	桑名市教育委員会	<p>平成27年度から令和元年度までの5年間で、市内3つの中学校(陵成中学校、多度中学校、光陵中学校)の2年生の職場体験を年間延べ6日以上受け入れている。(令和2、3年度は中止)</p> <p>農場での栽培作業を通じて、仕事としての農業のあり方を伝えるとともに、生徒の将来の生き方や進路を考える機会を提供している。</p>
14	桑名市	特定非営利活動法人 はあぶ工房 Together	桑名市教育委員会	<p>平成27年度から令和元年度までの5年間で、市内2つの中学校(陵成中学校、光陵中学校)の2年生の職場体験を年間延べ6日受け入れている。(令和2、3年度は中止)</p> <p>体験を通じて、ハーブの栽培やハーブを使用した製品の加工販売業務のやりがいや魅力を伝えるとともに、生徒の将来の生き方や進路を考える機会を提供している。</p>
15	四日市市	豊田合成日乃出株式会社	特別支援学校 西日野にじ学園	<p>平成27年度から令和3年度までの7年間で、推薦校高等部2、3年生の就労体験を年間10日以上受け入れている。</p> <p>製造業として、自動車部品の検品やゴム製品の箱詰業務の技術指導に加え、社会人として必要なマナー等を伝えている。</p> <p>また、3名の採用実績に加え、今年度1名内定している。</p>
16	桑名市	長島観光開発株式会社	桑名工業高等学校 桑名商工会議所	<p>平成28年度から令和元年度、令和3年度の5年間で、推薦校2年生のインターンシップを年間5日受け入れている。(令和2年度は中止)</p> <p>体験では、遊園地の飲食提供、遊具の点検、修理、ホテル設備のメンテナンス等の施設管理業務について指導している。</p> <p>また、インターンシップ等の成果発表会や意見交換会に参加するなど、学校のキャリア教育を支援している。</p>

令和3年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状贈呈推薦事業所一覧

「職場体験・インターンシップ等」部門 (事業所名50音順)

番号	所在地	事業所名	推薦団体	学校への支援内容等
17	菰野町	日新カラリング株式会社	朝明高等学校	<p>平成27年度から令和元年度、令和3年度の6年間で、推薦校2年生のインターンシップを年間5日受け入れている。(令和2年度は中止)</p> <p>プラスチック加工業務の体験に加え、原材料の知識に関する説明や製造工程の見学を実施し、製造業の理解が深まるよう指導している。</p> <p>また、平成27年以前からインターンシップの受け入れ先として、推薦校のキャリア教育の推進を、長年支援している。</p>
18	桑名市	日進ガルバ工業株式会社	桑名工業高等学校 桑名商工会議所	<p>平成28年度から令和元年度、令和3年度の5年間で、推薦校2年生のインターンシップを年間8日受け入れている。</p> <p>体験では、建設現場に使用される足場の金具のメッキ加工及び塗装後の処理について指導している。外国籍の従業員も多いことから、体験中に生徒との交流会も実施している。</p> <p>また、インターンシップ等の成果発表会や意見交換会に参加するなど、学校のキャリア教育を支援している。</p>
19	津市	藤田こんにやく	津市教育委員会 (美杉中学校)	<p>平成28年度から令和元年度の4年間で、美杉中学校2年生の職場体験を年間3日受け入れている。(令和2、3年度は中止)</p> <p>体験では、こんにやくの製造、販売等を通じて、しごとのやりがいや魅力を伝えている。</p> <p>また、地域の物産の一つとして、こんにやく作りの講師として、毎年学校へ訪問するなど、学校のキャリア教育を支援している。</p>
20	津市	やまちょう	津市教育委員会 (白山中学校)	<p>平成27年度から令和元年度の5年間で、白山中学校2年生の職場体験を年間3日受け入れている。(令和2、3年度は中止)</p> <p>体験では、商品の補充、陳列及び接客を通じて、仕事のやりがいや魅力を伝えている。</p> <p>また、毎年、家城小学校の地域学習で、仕事のことや地域のことについて児童からインタビューを受けるなど、学校のキャリア教育を支援している。</p>

令和3年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状贈呈推薦事業所一覧

「職場体験・インターンシップ等」部門 (事業所名50音順)

番号	所在地	事業所名	推薦団体	学校への支援内容等
21	桑名市	有限会社 柏屋商店	桑名市教育委員会	<p>平成27年度から令和元年度までの5年間で、市内4つの中学校(光風中学校、陵成中学校、正和中学校、明正中学校)の2年生の職場体験を年間延べ9日以上受け入れている。(令和2、3年度は中止)</p> <p>和菓子の製造体験を通じて、仕事の魅力だけでなく、伝統を守っていく大切さを伝えている。</p>
22	四日市市	夢菓子工房 ことよ 本店	四日市商業高等学校	<p>平成18年度から令和3年度までの16年間で、推薦校2年生のインターンシップを年間3日間受け入れている。</p> <p>体験では、菓子の製造、販売業務の指導に加え、お客様からのアンケートをもとに、生徒に改善策を提案させるなど、主体的に業務を体験できるよう工夫して実施している。</p> <p>毎年、3年生の商品開発等の授業で指導助言するなど、学校のキャリア教育を支援している。</p>

令和3年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状贈呈推薦事業所一覧

「デュアルシステム」部門

(事業所名50音順)

番号	所在地	事業所名	推薦団体	学校への支援内容等
1	桑名市	株式会社金星堂	桑名工業高等学校	<p>令和元年度から令和3年度までの3年間で、2・3年生の企業実習を、年間を通じて受け入れている。</p> <p>デザインソフトの取扱いや自社工場での加工、看板設置現場での実習を通じて、看板製造業の理解や生徒の勤労観・職業観の育成に貢献している。</p> <p>インターンシップ等の成果発表会や意見交換会へ参加するなど、学校のキャリア教育を支援している。</p>
2	いなべ市	株式会社 三五 いなべ工場	桑名工業高等学校	<p>令和元年度から令和3年度までの3年間で、2・3年生の企業実習を、年間を通じて受け入れている。</p> <p>自動車部品のプレス加工や溶接の実習を通じて、生徒の勤労観・職業観の育成に貢献している。</p> <p>また、インターンシップ等の成果発表会へ参加するなど、学校のキャリア教育を支援している。</p>
3	志摩市	株式会社 波切ヤンマー商会	水産高等学校	<p>50年にわたり機関専攻科の工場実習先として受け入れており、近年では、平成27年度から令和元年度、令和3年度の6年間で、機関専攻科の企業実習を年間45日受け入れている。(令和2年度は中止)</p> <p>船用エンジンの分解、掃除、点検、検査、組立の実務体験を通じて、技術の習得をはじめ、社会人としての心得等を指導している。</p>
4	いなべ市	株式会社フジ技研	桑名工業高等学校	<p>令和元年度から令和3年度までの3年間で、2・3年生の企業実習を、年間を通じて受け入れている。</p> <p>自動車産業の部品製造現場で、試作品の製造やCAD等を使用し、実践的な作業を指導している。</p> <p>また、インターンシップ等の成果発表会や意見交換会へ参加するとともに、オンライン工場見学も実施し、学校のキャリア教育を支援している。</p>

令和3年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状贈呈推薦事業所一覧

「デュアルシステム」部門

(事業所名50音順)

番号	所在地	事業所名	推薦団体	学校への支援内容等
5	四日市市	大興電気工事有限公司	桑名工業高等学校	<p>令和元年度から令和3年度までの3年間で、2・3年生の企業実習を、年間を通じて受け入れている。</p> <p>工場やマンション、個人宅の電気配線工事等の実践的な作業を指導している。</p> <p>また、インターンシップ等の成果発表会や意見交換会へ参加するなど、学校のキャリア教育を支援している。</p>
6	鳥羽市	有限会社オズ 海島遊民くらぶ	鳥羽高等学校	<p>平成29年度から令和元年度までの3年間で、観光ビジネス系列3年生の就労体験を、週1日、年間を通じて受け入れている。(令和2、3年度は中止)</p> <p>体験では、接客や事務業務の理解に加え、社会人としてのマナーや心得等を丁寧に指導している。</p> <p>また、総合福祉系列の生徒が取り組んだ、高齢者施設への入所者へ向けたビデオ制作に協力するなど、学校のキャリア教育を支援している。</p>

